

地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

地域計画の策定

農業経営基盤強化促進法が改正され、地域計画を策定することになりました。地域計画は、令和7年3月末に公告する予定です。地域計画が策定されることにより、農振除外・農地転用許可の手続きが一部変わります。

令和7年度からの変更点

農振除外及び農地転用許可を行う場合には、原則として、事前に地域計画の変更を行い、対象農地を地域計画の区域から除く必要があります。地域計画は、用途地域を除く全ての農地を対象としています。

※仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供することを目的とした農地転用等を除く

農用地の場合



農用地以外の場合



手続きの相談・提出先

地域計画	那須塩原市産業観光部農務畜産課担い手支援係	電話番号:0287-62-7032
農振除外	那須塩原市産業観光部農務畜産課農業振興係	電話番号:0287-62-7147
農地転用	那須塩原市農業委員会	電話番号:0287-62-7185

地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

各制度受付期限

- 地域計画変更受付期限：農振除外及び農地転用受付期限の1か月前までに農務畜産課に届け出てください。（毎月末が期限）
例：5月に農転許可を得るためには、地域計画変更申出は3月末までに提出してください。
- 農振除外受付期限：2月末、6月末、10月末
- 農地転用受付期限：毎月1日（1日が休日（土曜日・日曜日・祝日）の場合は、直前の業務日）

